

国際スポーツ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際スポーツ補助金（以下「補助金」という。）交付基準に基づき交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) アマチュアスポーツ団体等が行う国際スポーツ交流事業
 - (2) その他、福岡市長が特に助成が必要であると認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の対象とならないものとする。
- (1) 宗教的又は政治的な目的を有する事業
 - (2) 営利を主な目的とする活動及び特定企業の広報・宣伝と認められる事業
 - (3) 福岡市からこの補助金以外の助成を既に受け又は既に受けることが決定している事業
 - (4) 同一年度に既に補助金の交付を受けた事業（但し、交流の相手国が異なる場合を除く。）

(補助金を交付できるもの)

第3条 補助金を交付できるものは、アマチュアスポーツ団体等で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 法人格の有無は問わないが、団体としての組織及び責任の所在が明確であること
 - (2) 市税を滞納していないこと
- 2 前項のものについては、公募により募集する。

(交流事業)

第4条 交流事業は、福岡市のアマチュアスポーツ団体等と国外のアマチュアスポーツ団体等との交流とする。

- 2 国外で交流する事業で補助金を交付できる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 参加者の大部分が、団体構成員であること
 - (2) 滞在日程の2分の1以上が、国際交流のための滞在であること
 - (3) 交流の内容、日程が具体的に定められ、相手側の対応が文書で確認できること

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については別表第1及び第2に定めるところによる。

(申請手続)

第6条 第2条第1号及び第2号に掲げる補助事業を主催する団体は、補助金の交付を受けるときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業を主催する団体の規約等

(交付決定)

第7条 市長は、団体から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することに決定したときはその旨を交付決定通知書により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業成果を証する書類
- (2) 収支決算書

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により前条に掲げる団体に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の開催を中止したとき
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした団体（第4項において「申請団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 団体役員のうちに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者のあるもの
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合（その役員を含む。）

3 市長は、補助事業を実施する団体が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請団体または補助事業を実施する団体に対し当該団体の役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年5月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日一部改正 (事業経費、暴力団の排除)

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2. この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表 第1 補助対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品、競技用具、トロフィー等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表 第2 補助対象外経費

区分	内容
人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかる経費	—
大会開催にかかる賞金	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。 また、国際大会の歓迎会など大会開催に欠かせないと認められるものについても、補助対象とする。
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

国際スポーツ補助金交付基準

(目的)

1 この基準は、本市の体育・スポーツの普及振興及びこれを通じての国際親善を深めることを目的として行われる、国際スポーツ交流事業への補助金の交付基準を定めることを目的とする。

(交付の条件)

2 交付の条件は、次のとおりとする。

(1) アマチュアスポーツ団体等が行う国際スポーツ交流事業であること

(2) その他、市長が特に助成の必要があると認めるもの

(補助金の額)

3 補助金は、予算の範囲内において、かつ別表の限度額の範囲において市長が決定し交付する。

4 次のいずれかに該当する場合は、前項に定める限度額を超えて、助成することができる。

(1) 姉妹都市等、本市が特に国際交流を推進する必要がある都市及びその国とのスポーツ交流事業

(2) その他、特に市長が必要と認める場合

附 則

この基準は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日一部改正（補助金限度額）

附 則

この基準は、平成8年4月1日一部改正（補助金限度額）

附 則

この基準は、平成14年4月1日一部改正（補助金限度額）

附 則

この基準は、平成20年4月1日一部改正（補助金限度額）

附 則

この基準は、平成23年4月1日一部改正（補助金限度額）

附 則

この基準は、平成26年4月1日一部改正

別 表

補 助 対 象 経 費	補助金限度額
300万円未満	40,000円
300万円以上	80,000円